

<特集：IFLA LRM 読解シリーズ>

IFLA LRM 「第4章 モデル定義 4.1. 実体」を読む

荒木のりこ

1. はじめに

筆者は、「IFLA Library Reference Model (IFLA LRM)」¹の勉強会（輪読会）で、第4章「モデル定義」の冒頭から「4.1. 実体」の「個別資料」までを担当した。本稿では、主に4つの実体についてFRBRを参考にしながらの読解を試みる。なお、IFLA LRM とFRBRの日本語訳は、それぞれ2019年に出版されたもの²と2004年に公開されたもの³を使用する。

2. 第4章について

第4章では、実体関連モデル（詳細は第5章）で使用される実体、属性、関連を扱う。

- ・ 実体 (Entity)：モデルの枠組みを定義し、ノードとして機能する。→4.1 (p. 15～)
- ・ 属性 (Attribute)：実体に依存し、実体に関する情報を提供する。→4.2 (p. 34～)
- ・ 関連 (Relation)：実体を相互に結びつける。→4.3 (p. 57～)

各エレメントについて、「システム設計における概念設計書としてそのまま使用できる仕様書形式」⁴で述べられている。実体では、ID、名称、定義、制約の後に、スコープ・ノートとして、エレメントの具体的な説明があり、最後に例が記載されている。これは自由記述式だったFRBRとの大きな違いであり、どこか読み進めにくい印象を受けた。そしてIFLA LRMは、FRBR、FRAD、FRSADという三つの概念モデルを統合したものであり、三つのモデルになじみのない者にとって、IFLA LRMを初見で理解するのは難しく感じた。そこで、担当箇所についてFRBRを参考にしながらIFLA LRMを読むことにした。

なお、各エレメントの関係性については、「5.1 実体関連図」(p. 82～)を参照した方が理解しやすくなる。また、IFLA LRMには「Transition Mappings」⁵が付属しており、FRBR、FRAD、FRSADとIFLA LRMの比較表があるため、どの項目がIFLA LRMに取り入れられたかがわかる。いわゆる「WEMI」と称される4つの実体はFRBRから引き継がれているが、「実体の定義の中で他の実体を使わない」、「表現形の定義で「alpha-numeric」な用語を避ける」、「表現形の定義を明確にする」としている⁶。なお、FRBR、IFLA LRM、RDA、BIBFRAMEの各エレメントの定義を比較した先行研究⁷もある。

3. res (LRM-E1、原文：Res)

IFLA LRM中で最上位の実体であり、「書誌的宇宙に関係するとみなされるすべて」を含んでいる。resはラテン語であり、英語のThing(=モノ)にあたるもので、FRSADで登場した「Theme」(主題の概念)を再定義したものである⁸。

4. 著作 (LRM-E2、原文: Work)

IFLA LRM での定義は「個別の創造の知的・芸術的内容」である。FRBR では「個別の知的・芸術的創造」だったので、「内容」である点が明示されている。スコープ・ノートでは、著作は抽象的であることや、「異なる表現形間の共通性の識別を通じて認識される」ことが述べられている。

新しい著作になる事例として、「パラフレーズ」、「書き直し」、「児童向け翻案」、「パロディー」、「主題による変奏曲」、「楽曲のフリー・トランスクリプション」、「他の形式への改作」、「抄録」、「ダイジェスト」、「要約」が挙げられている。新しい著作にあらず、表現形間の違いとみなすのはどういった事例なのかについて IFLA LRM では触れられていないが、FRBR の著作の項では「改訂や更新を以前のテキストに組み入れた異なるテキスト」、「現在のテキストの縮約版や増補版あるいは部編の追加」、「楽曲への伴奏の付加」、「他の言語への翻訳、編曲、映画の吹き替え版や字幕版」が挙げられている。

FRBR ではこの実体を定義する意義として、「著作の個々の表現形すべてを包含する抽象的な知的・芸術的創造に名称を与え、関連を明確にすること」(作品と批評を結びつける等)や、「同一著作の各表現形間の間接的な関連を設定すること」(翻訳物同士等)ができる点を挙げている。

5. 表現形 (LRM-E3、原文: Expression)

IFLA LRM での定義は「知的・芸術的内容を伝達する個別の記号の組み合わせ」である。これは FRBR の定義「英数字による表記、記譜、振付け、音響、画像、物、運動等の形式あるいはこれらの形式の組み合わせによる著作の知的・芸術的実現」を簡素にしたものである。「著作」という別の実体名を出さずに定義されているが、「知的・芸術的内容」は著作の説明そのものなので、著作が実現されるときに形式であることにはかわりはない。

新しい表現形になる事例として、「形式の変更」(書き言葉から話し言葉への変更等)、「著作を表現するために用いられる知的慣習や手段の変更」(翻訳等)、「改訂」が挙げられており、新しい表現形にならない事例として、「ハンド・プレス製作の場合の同一版の2つの異刷間に認められる軽微な相違」、「綴りや句読点等の修正のような小さな変更」が挙げられている。

FRBR ではこの実体を定義する意義として、「著作の特定の実現がもつ知的・芸術的属性を記述し、それらの属性の相違によって、知的・芸術的内容の相違を知らせること」、「ある著作について特定の表現形間の関連を示すこと」(翻訳の底本等)、「一つの表現形のなかで具体化されている知的・芸術的内容が、実際はもう一つの表現形のなかで具体化されているものと同一であることを示す」ことができる点を挙げている。

6. 体現形 (LRM-E4、原文: Manifestation)

IFLA LRM での定義は「知的・芸術的内容と物理的形式の様相において、同一の特性を

共有することを前提とするすべてのキャリアのセット」である。これは「著作の表現形の物理的な具体化」とした FRBR とは異なっており、表現形の定義がより明確になっている。

表現形は、「同一の制作過程による個別資料によって表された共通の特性から認識され」、「制作過程の範囲は、正式な工業プロセスから職人的または芸術的過程にまで及ぶ」。これは、出版による多数のコピー（個別資料）が作成される事例から、自筆手稿といったただ一つの個別資料が作成される事例までであることを示している。

表現形同士の線引きは、「知的・芸術的内容および物理的形式の双方に基づき引かれる」。物理的形式の変更として、「著作の構想に付随する表示上の特性に影響を及ぼす変化」（書体等）、「物理的媒体の変化」（紙からマイクロフィルムへの変化等）、「容器の変化」（カセットからカートリッジへの変化等）としている。また、「出版、市場等に関連する製作物」の変化（出版者の変化や再包装等）、「異刷（FRBR 訳注：同一版であるが、制作過程において内容に変更が生じた表現形あるいは再発行など別のタイミングで印刷され、内容に変更が生じた表現形）」といった事例も新しい表現形を生み出す。

ただ、製作された後の破損や図書館の製本等、個別資料同士で異なる場合もあることは、「もはや本来の製作プランを完全には反映していない表現形の一例にすぎない」としている。FRBR では、表現形の一例＝個別資料の説明でも触れられていたが、重複する内容なので、IFLA LRM では個別資料のスコープ・ノートで触れられなかったと考えられる。IFLA LRM ではこの後で、「異なる表現形から成る複数の個別資料が物理的に結合または合併されたとき」は新しい表現形になるという説明を加えている。

FRBR ではこの実体を定義する意義として、「個別資料の完全な集合に名称を与え、それを記述すること」、「1組の個別資料の物理的特徴およびその1組の個別資料の製作と頒布に関する特徴を記述すること」、「著作の特定の表現形間の関連を示すこと」ができる点を挙げている。

7. 個別資料 (LRM-E5、原文: Item)

IFLA LRM での定義は「知的・芸術的内容を伝達するよう意図されたしるし (signs) を伴う1つまたは複数の対象」である。FRBR では、「表現形の単一の例示」とされるが、そのあとで「複数の物的対象から構成される場合がある」と説明されている。これは、IFLA LRM のスコープ・ノートも同様である。なお、IFLA LRM では、デジタル納本された電子書籍が例示されている。

FRBR ではこの実体を定義する意義として、「表現形の個々のコピーを別物として識別し、そのコピーに特有の特性や、そのコピーにかかわる貸出等の処理に適した特性を記述すること」、「表現形の個々のコピー間の関連を示すこと」ができる点を挙げている。

8. WEMI の注目すべき点

著作のスコープ・ノート中、「集合化著作」と「逐次刊行著作」の場合、「著作の本質は、

結果的に集合体現形として具体化される」という説明がある。また、表現形のスコープ・ノートでも「増補によって生じる集合体現形」というフレーズが出てくる。この「集合体現形 (Aggregate)」は、「5.7 集合体現形のモデル化」で説明されている。「複数の表現形を具体化している1つの体現形」と定義され、「独立して作成された複数の表現形の集合で、単一の体現形にまとめられて「出版された」もの」(選集、アンソロジー、逐次刊行物の各号等)、「増補による集合体現形」(本文+序文、挿絵、注釈等の増補部分)、「並列的表現形の集合体現形」(同じ内容が多言語で併記されたマニュアル等)の3種類が挙げられている。特に一つ目と二つ目については、「従来の目録は、粒度の細かい著作、例えば論文集内の各論文や文庫本に追加された著名作家による解説は典拠コントロールの対象ではなく、十分に検索できなかった」⁹という問題点を解消できる概念である。

抽象的な実体であるため、それぞれのスコープ・ノートに「著作は最初の表現形の創造と同時に存在」、「表現形は、最初の体現形が創造されたのと同時に存在」することについて言及されている。また、著作では、「書誌的および文化的な慣習は、類似した著作のインスタンス間の明確な境界を決定する上で重要な役割を果たす。利用者ニーズは、その表現形のインスタンスが同一著作のインスタンスに属するとみなされるかどうかを判断するための根拠となる」、表現形では、「実務レベルにおいて、著作の異なる表現形どうしをどの程度まで書誌的に区別するかは、ある程度までは著作自体の性質や、予想される利用者ニーズや、目録作成者が記述する体現形から無理なく見分けることが期待できる事項に依存する」としている。その抽象性から、このモデルの中で、著作同士、表現形同士を区別するための指標は示されているものの、実務においては目録作成者にゆだねられている。体現形については、線引きは明らかであることが多いが、「どの程度まで区別するか」はやはり目録担当者にゆだねられている。このあたりは、このモデルを元に作成された目録規則やコーディングマニュアルといったものに従うことになるだろう。

9. 大学図書館員と FRBR・IFLA LRM

大学図書館界では共同分担目録作業を行っており、現在、和資料には『日本目録規則 1987年版改訂3版』を適用し、洋資料には『英米目録規則第2版(1988年改訂、1993年修正)』を適用している。実務ではコーディングマニュアルを最初に確認して、必要があればそれぞれの規則も参照している。

しかし、目録を取り巻く状況は近年大幅に変化している。2018年に FRBR Family と旧 RDA の流れをくむ『日本目録規則 2018年版』¹⁰が公開された。それに伴い、国立国会図書館では2021年1月から¹¹、TRC MARC は2022年1月から¹²、『日本目録規則 2018年版』を取り入れている。

さらに、こういった流れに従って、NACSIS-CATでも『日本目録規則 2018年版』の導入が検討されている¹³。現在でも、「NACSIS-CATはPREBOOKとして登録されたMARCを、流用手続きなく所蔵登録しているが、参照MARCとしてJPMARCを収納しているこ

とから、目録担当者は NCR2018 を適用した目録を意識することなく利用している状況にある¹⁴ため、『日本目録規則 2018 年版』の本格導入前でも FRBR 以降の考え方を理解しておく必要が出てきている。FRBR 以降の考え方に慣れるには、和書の事例の方がわかりやすいため、まずは『日本目録規則 2018 年版』の参考資料¹⁵に目を通すとよいだろう。

まだ、IFLA LRM 自体は日本の目録規則に組み込まれてはいない。しかし、『日本目録規則 2018 年版』でも IFLA LRM への準拠が検討すべき課題として挙げられている¹⁶。また、『英米目録規則第2版』の後身である RDA¹⁷は、FRBR と FRAD に基づいていたが、2018 年には IFLA LRM を取り入れたベータ版が公開され、2020 年に正式版としてリリースされた。

実務では、目録規則やコーディングマニュアルといった実際にモデルを実用化するものを参照することになるが、IFLA LRM のモデルを取り入れた書誌データに触れる機会があるため、今後も IFLA LRM への理解を深めていきたい。

¹ Riva, Pat; Le Boeuf, Patrick; Žumer, Maja. “IFLA Library Reference Model: a conceptual model for bibliographic information”. 2017 <https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/cataloguing/frbr-lrm/ifla-lrm-august-2017_rev201712.pdf> [最新アクセス日: 2022-03-14]

² Riva, Pat; Le Boeuf, Patrick; Žumer, Maja ; 和中幹雄等訳『IFLA 図書館参照モデル：書誌情報の概念モデル』樹村房, 2019

³ 和中幹雄, 古川肇, 永田治樹訳『書誌レコードの機能要件』日本図書館協会, 2004 <<https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr/frbr-ja.pdf>> [最新アクセス日: 2022-03-14]

⁴ 和中幹雄「IFLA Library Reference Model の概要」『カレントアウェアネス』No. 335, 2018 <<https://current.ndl.go.jp/ca1923>> [最新アクセス日: 2022-03-14]

⁵ Riva, Pat; Le Boeuf, Patrick; Žumer, Maja. “Transition Mappings”. 2017 <<https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr-lrm/transitionmappings201708.pdf>> [最新アクセス日: 2022-03-14]

⁶ 前掲 5, p. 2

⁷ Seikel, Michele; Steele, Thomas. “Comparison of Key Entities Within Bibliographic Conceptual Models and Implementations: Definitions, Evolution, and Relationships”. *Library Resources & Technical Services*, 64(2), 2020 <<https://doi.org/10.5860/lrts.64n2.62>> [最新アクセス日: 2022-03-14]

⁸ res の詳細については次の論文等を参照のこと。紀伊國屋書店ライブラリーサービス営業本部（蟹瀬）「これからの目録について：新しい目録の概念モデル」『教育と研究の未来』2020-03-19 <<https://mirai.kinokuniya.co.jp/2020/03/9848/>> [最新アクセス日: 2022-03-14]

⁹ 橋詰秋子「日本の大学図書館コレクションにおける IFLA LRM Aggregate の実態：著作の粒度の観点による分析」日本図書館情報学会誌 67(1), 2021, p. 20

¹⁰ 『日本目録規則 2018 年版』 <<https://www.jla.or.jp/mokuroku/ncr2018>> [最新アクセス日: 2022-03-14]

¹¹ 国立国会図書館「日本目録規則 2018 年版 (NCR2018) について」 <<https://www.ndl.go.jp/jp/data/nc>

[r/index.html](#)> [最新アクセス日: 2022-03-14]

- ¹² 日本図書館研究会 情報組織化研究グループ月例研究会 (2022-02) にて詳細をご発表いただいた。<<http://josoken.digick.jp/meeting/2022/202202.html>> [最新アクセス日: 2022-03-14]
- ¹³ 2022年2~3月、NCR2018適用細則案に対するパブリックコメントの募集があった。日本語以外の資料についてもNCR2018の適用が検討されている。<https://contents.nii.ac.jp/korekara/about/sw_wg/p_c202202> [最新アクセス日: 2022-03-14]
- ¹⁴ これからの学術情報システム構築検討委員会 システムワークフロー検討作業部会「これからの学術情報システムのメタデータ収集・作成方針について (2021) 【案】」 p. 9<https://contents.nii.ac.jp/sites/default/files/korekara/2022-02/korekara_sw20220218.pdf> [最新アクセス日: 2022-03-14] 人材育成に関する言及もある。
- ¹⁵ 木村麻衣子編著『『日本目録規則 2018年版』入門』日本図書館協会, 2022 (JLA 図書館実践シリーズ 47) では、目録データ作成について、体現形から作成していく流れに沿って説明されている。また、日本図書館協会「日本目録規則 2018年版データ作成事例」<<https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/mokuroku/ncr2018//tabid/936/Default.aspx>> [最新アクセス日: 2022-03-14]では、『日本目録規則 2018年版』に従って作成された目録データの事例が公開されている。
- ¹⁶ 前掲 10 序説, p. 11
- ¹⁷ RDA Toolkit<<https://access.rdatoolkit.org/>>

(あらき のりこ 大阪大学附属図書館)
2022年4月12日受理